

指定資金移動業者（PayPay株式会社）のサービス概要①

賃金のデジタル払いが認められる口座

- 労働者指定口座※¹名 : PayPayマネーアカウント（給与受取）
- 労働者指定口座残高の受入上限額 : 20万円
- 労働者指定口座残高が受入上限額を超えた場合：超過金額を自動送金先口座兼保証金受取口座※²に自動で送金。

破綻時等の資金保全の仕組み

- 保証機関名：三井住友海上火災保険株式会社
- 保証対象 : 労働者指定口座残高全額
- 保証の流れ：指定資金移動業者の破綻時等から6営業日以内に、保証機関が自動送金先口座兼保証金受取口座※²に保証額を振り込む（労働者から保証機関への請求は不要。）。

不正取引時の補償

- 補償額 : 労働者に故意または重過失がない場合等、補償規約に従い全額補償。
- 補償の流れ : 損害が発生した日から60日以内に、労働者が指定資金移動業者及び警察に申告。

※ 1 : 労働者が指定する指定資金移動業者口座

※ 2 : 労働者が指定資金移動業者に、代替口座として指定する銀行口座等。いわゆる指定代替口座。

指定資金移動業者（PayPay株式会社）のサービス概要②

口座残高を一定期間利用しない場合の取扱い

- 有効期間：口座残高が最後に変動した日から10年間は労働者指定口座の口座残高は有効。口座残高が最後に変動した日から5年が経過する前日に、指定資金移動業者から労働者宛てに、口座残高が残っている旨、及び利用を促す旨を通知。5年経過後から更に5年間、口座残高の変動がない場合は、労働者指定口座の口座残高が失効する。

口座への入金や、口座からの払出（現金化）の方法

- 入金：指定資金移動業者が各労働者毎に設定する「給与受取口座への入金用口座番号」宛てに、使用者が賃金の振り込みを指図。
- 払出（現金化）：労働者本人名義の預貯金口座等への送金が可能。毎月2回目以降の送金には手数料が必要になる場合がある※¹。
- 入金・払出（現金化）の単位：1円以上1円単位で可能。

その他

- サービス提供時期：ソフトバンクグループ各社の従業員向けに令和6年8月以降にサービス開始予定。その後、すべてのユーザー※²向けに令和6年内にサービス開始予定。
- 申込方法：指定資金移動業者のPayPayアプリ内から、労働者が申し込む※³。

※¹：毎月、PayPayマネー（給与）を含む初回の送金については手数料無料。2回目以降について、PayPay銀行宛ては0円。PayPay銀行以外の金融機関宛ては100円。

※²：本人確認が完了しているユーザー。

※³：労働者及び使用者の間で、賃金のデジタル払いに関する労使協定の締結と同意取得がなされている必要がある。